文書番号：261201500

『“一番星”運送業システム Ver.8 Rev.12』のご案内

2026 年　11 月吉日

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、システムギアパッケージシリーズをご愛用いただき厚く御礼申し上げます。

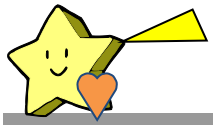
お客様より頂いたご意見を基に、機能追加および不具合の修正を加えました“一番星”運送業システム Ver.8 Rev.12 を提供させていただきます。

お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、P.9「DVD/CD アップデート手順」、または P.11「Web アップデート手順」に従って、アップデート処理を実行してください。

本内容にご不明な点がございましたら、当社（052-205-8851）までご連絡をお願い致します。

敬具

注意
アップデートは、Windows の管理者権限を持つユーザーアカウントで行ってください。



今回の『“一番星”運送業システム Ver.8 Rev.12』では、以下の 8 点について対応しました。

【メインメニュー】

1. **郵便番号データを最新の情報に更新します。**

【給与メニュー】

2. **「令和 9 年分　源泉徴収税額表」に更新します。**
3. **60 進法で設定している場合に、賃金台帳の一部項目が 10 進法で集計される不具合を修正いたしました。**

【給与メニュー（年末調整）】

4. **生命保険料控除の拡充に対応いたしました。**
5. **合計所得の見積金額を自動計算できるように対応いたしました。**
6. **令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について対応いたしました。**
7. **源泉徴収票の新しいレイアウトに対応いたしました。**
8. **eLTAX（地方税ポータルシステム）との連携に伴い、[年調データ入力]でフリガナが入力できるように対応いたしました。**

※「電子データ出力(eLTAX 用）(令和 8　年)」につきましては、令和 9 年 1 月に提供予定となります。

1. 最新の郵便番号データに更新します

F8:管理業務 – [得意先マスタ]をはじめ各マスタでご利用いただいている、郵便番号データを最新版に更新します。
最新版をご利用になる場合、F10:サポート – [住所メンテナンス]の「一括取込」で、郵便番号データを取り込んでください。

但し、現在の保有住所データが削除され、最新の住所データに挿し変わりますので、すでに[住所メンテナンス]にて、オリジナルの住所を登録されている場合は、そのデータも削除されます。ご注意ください。

※詳しい操作は、「一番星 運送業システム Ver.8 運用手引書（運輸編）」の「第 12 部サポート処理」–「住所メンテナンス」をご覧ください。

各マスタに登録されている住所情報を変更する場合は、郵便番号欄で「F12:ｶﾞｲﾄﾞ」機能をご利用いただき、最新の住所データに変更することができます。ぜひご活用ください。
なお、「F12:ｶﾞｲﾄﾞ」機能を利用せず、郵便番号を直接手で入力する場合は、すでに登録されている住所情報が優先されます。今回、更新した最新の郵便番号データの内容は反映されませんので、ご注意ください。

2. 「令和 9 年分 源泉徴収税額表」に更新します

令和 9 年分以後の所得税の税率について、給与所得控除及び基礎控除に関する改正が行われることに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。この改正は、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。

“一番星” 運送業システム Ver.8 Rev.12 にアップデートしていただくと、令和 9 年 1 月 1 日より適用される「令和 9 年分 源泉徴収税額表」に更新します。
※所得税は、「月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例」により「電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法」で計算します。

令和 9 年 1 月 1 日以降に支払う給与(賞与)は、「令和 9 年分 源泉徴収税額表」を適用します。

令和 9 年 1 月 1 日以降に支払う給与(賞与)を入力する前に、必ずアップデートをしてください。

3. 賃金台帳において 60 進法で設定している場合に、一部項目が 10 進法で集計される不具合を修正いたしました

F9 導入時設定 – ［基本事項メンテナンス］にて、〔時間計算区分〕を「1：60 進」で設定している場合に、給与メニューの F2 給与･賞与 – ［給与勤怠データ入力］で入力した勤怠の時間が、給与メニューの F3 集計表 – ［賃金台帳］において 10 進法で集計される不具合を修正いたしました。

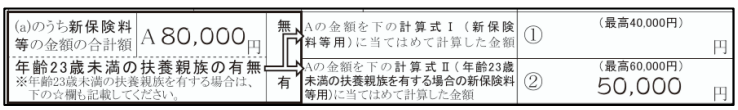
4. 生命保険料控除の拡充に対応いたしました

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が 23 歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除額の計算方法が変更となりましたので、〔新保険料 A〕に、23 歳未満の扶養親族の有無を設定する区分を追加いたしました。
「1：有り」または「0：無し」を選択することで、控除額が計算されます。また、23 歳未満扶養親族が「1：有り」の場合、［源泉徴収票（OP1195）］および［電子申告データ出力（eLTAX）］の〔摘要〕欄に「税特別措置法第 41 条の 15 の 5 第 1 項適用」の文言が記載されます。

<table>
<tr><td>F5 扶養親族マスタに
23 歳未満の扶養親族が
登録されている場合</td><td>「1：有り」が表示される

</td></tr>
<tr><td>F5 扶養親族マスタに
23 歳未満の扶養親族が
登録されていない場合</td><td>「9：未設定」が表示される


※「9：未設定」のままエンターキーを押すと、「入力内容をご確認ください」というメッセー表示されます。必ず「1：有り」または「0：無し」を選択してください。

『令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書』の
「一般の生命保険料」項目にて、
①に金額が記載されている場合は、23 歳未満扶養なし、
②に金額が記載されている場合は、23 歳未満扶養あり　を選択します。

</td></tr>
</table>

※本制度の適用要件や適用方法の詳細については、個別の状況により判断が異なる場合がありますので、所轄の税務署へご確認ください。

5. 合計所得の見積金額を自動計算できるように対応いたしました

合計所得見積額が自動計算されるようになりました。

〔本人〕の合計所得見積額は、初期表示で自動計算された値が表示されます。給与以外の所得がある場合は、「1：計算処理」を選択し、金額を追加で入力してください。



«〔本人〕の 自動計算について»

下記の①給与所得と②給与以外の所得金額の合算値が〔本年中の合計所得金額の見積額〕に反映されます。

①総支給額と前職分総支給額の合算値が〔給与所得〕欄に反映されます。

また、〔所得金額調整控除〕欄の金額が入力されている場合、〔給与所得〕欄に反映されます。

※所得金額調整控除は、**本人の給与の収入金額が、「850 万円以上」の場合**、

〔所得金額調整控除要件区分〕が「1:有り」のとき、〔所得金額調整控除①（特障・23 歳未満）〕が自動計算されます。

また、〔所得金額調整控除②（給与・年金）〕が摘要される場合は、手動で計算した結果を手入力してください。

②給与所得以外に収入があった場合は、〔給与以外〕欄に金額を入力してください。

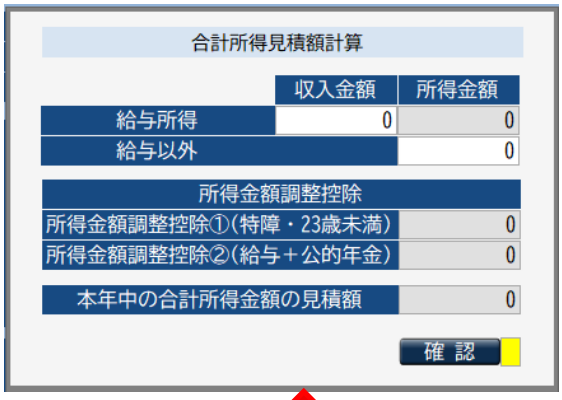
〔配偶者〕および〔特定（扶養）親族控除〕〔退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族〕については、**初期値は「0：手入力」となっております。**申告書に記載されている所得金額を入力する場合は、「0：手入力」のまま**所得金額**を入力してください。

収入を入力して、所得を計算させる場合は、「1：計算処理」を選択し、収入金額を入力することで「所得金額」が計算されます。

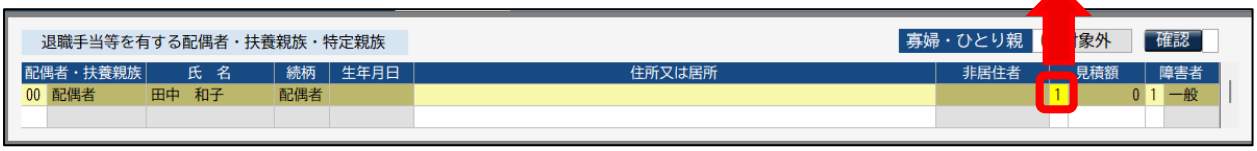


〔特定（扶養）親族控除〕





〔退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族〕



【配偶者】・【特定（扶養）親族控除】・【退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族】の自動計算については、

「1：計算処理」を選択した場合、〔収入金額〕を入力することで、〔所得金額〕が計算されます。

給与所得以外に収入があった場合は、〔給与以外〕欄に金額を入力してください。

〔給与所得の所得金額〕と〔給与以外〕の金額の合算値が〔本年中の合計所得金額の見積額〕に反映します。

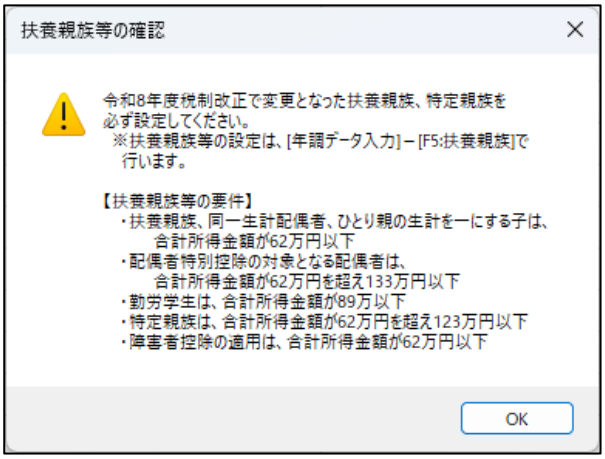
※本人以外では、〔所得金額調整控除〕欄は計算できません。

6. 令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について対応いたしました

令和 8 年度税制改正による「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、「扶養親族等の所得要件」の改正、「特定親族特別控除」の改正に対応しました。

◎［年末調整前更新処理（令和 8 年度）］

起動時に扶養親族の登録内容について
注意を促すメッセージ(右図)を表示します。



◎［年調データ入力］

①「基礎控除の改正」に伴い、基礎控除額の算出条件を変更しました。
「F5:扶養親族」の〔本人　居住〕が「0：居住」の場合は、〔本人　合計所得見積額〕に入力した金額に応じて基礎控除額を計算します。
また、〔本人　居住〕が「1：非居住」の場合は、〔本人　合計所得見積額〕が 2,350 万円以下であれば、基礎控除額は一律で **62** 万円となります。

②「扶養親族等の所得要件の改正」に伴い、下記の条件の変更をしました。

・〔配偶者　合計所得見積額〕に入力した金額をもとに〔配偶者控除額〕、〔配偶者特別控除額〕を算出するための、判定条件の一部である「58 万円」の基準を「**62 万円**」に変更しました。

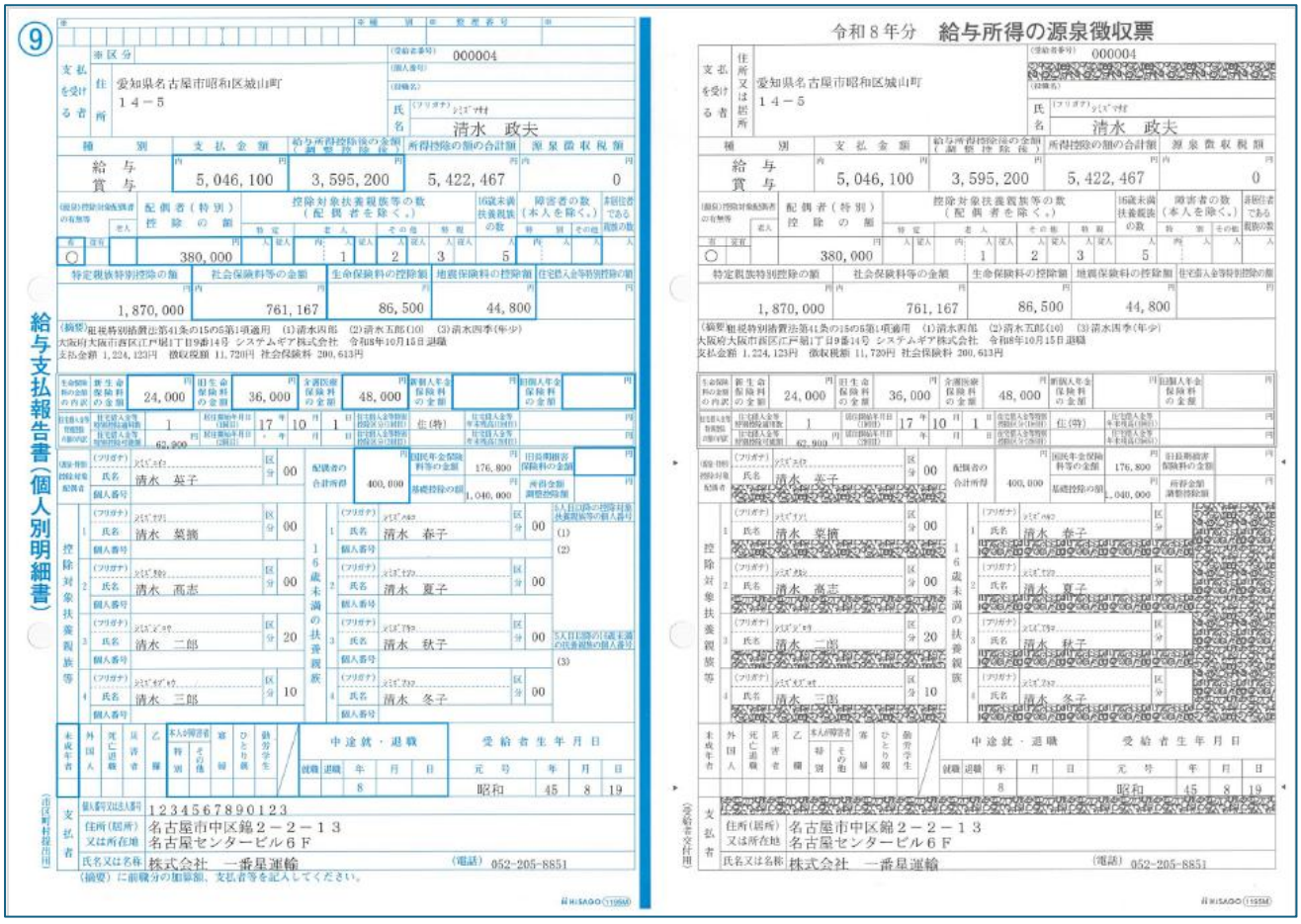
また、「F5:扶養親族」の〔配偶者　障害者〕に「1：一般障害者」または「2：特別障害者」と入力し、〔配偶者　合計所得見積額〕に **62 万円**を超える金額を入力した場合、エラーメッセージが表示されます。
※上記の判定基準額は、合計所得金額です。

◎［年末調整処理］

「給与所得控除」の見直しに伴い、令和 8 年分以後の「給与所得控除後の給与等の金額の計算」を変更しました。
※電子計算機用の計算式を利用しています。

7. 源泉徴収票の新しいレイアウトに対応いたしました

令和８年度　源泉徴収票（OP1195）の書式のレイアウトに対応いたしました。
令和９ 年（2027 年）１ 月１ 日以後、源泉徴収票のみなし提出の特例により、 市区町村へ提出した給与支払報告書が税務署へ提出した源泉徴収票とみなされます。
これにより、源泉徴収票のレイアウトが「市区町村提出用」と「受給者用」がセットとなる様式に変更されました。
これに伴い、一番星の源泉徴収票の出力機能が新様式に対応いたしました。



8. [年調データ入力]に、eLTAX（地方税ポータルシステム）との連携に伴い、フリガナが入力できるよう対応いたしました

eLTAX（地方税ポータルシステム）との連携に伴い、[年調データ入力]で社員名の隣にフリガナが入力できるようになりました。フリガナが必須項目となりましたので、空欄の場合は必ず入力をしてください。

※「電子データ出力(eLTAX 用）(令和 8 年)」につきましては、令和 9 年 1 月に提供予定となります

令和 8 年度の「給与支払報告書」および「源泉徴収票」の電子申告（eLTAX）につきましては、
「給与支払報告書-源泉徴収票 統一 CSV レイアウト」が公開され次第、その内容を反映したプログラムを
ご提供いたします。

“一番星”運送業システム Ver.8 Rev.12 へアップデート後、「電子データ出力（eLTAX 等）（令和 8 年）」を起動すると、右図の画面が表示されます。



ご利用にあたっては、下記の提供時期をご確認のうえ、アップデートを実施してください。

≪提供時期のご案内≫

- **オンライン契約のお客様:**
  令和 9 年 1 月6日(水)に Web アップデートにて提供を開始します。

- **オフライン保守契約のお客様:**
  DVD-ROM でのアップデートをご希望の場合は、恐れ入りますが弊社までご連絡ください。
  ※お申し込みの締切日:令和8年 12 月 18 日(金)

―― 以上が、今回の対応内容です ――

今後も皆様のご要望に応えた機能向上ができるよう、社員一同努めてまいります。
次回のリビジョンアップも、是非ご期待ください。

本内容にて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ窓口：０５２-２０５-８８５１

DVD/CD アップデート手順

1. DVD/CDアップデート前の注意点

- Windows の管理者権限を持つユーザーアカウントで行ってください。
- ネットワーク環境で『一番星　運送業システム Ver.8』を複数台で使用されている場合は、すべての他のパソコンで『一番星　運送業システム Ver.8』が終了していること、『一番星倶楽部』(SystemGear ポータルサイト)が表示されていないことを確認したうえでアップデートを行ってください。
- アップデートを始める前に、現在の『一番星　運送業システム Ver.8』のリビジョンを確認してください。
  現在のリビジョンはメニュー画面上のタイトルバーの部分で確認できますので、『一番星　運送業システム Ver.8』の DVD に明記されているリビジョン番号と見比べてください。
  メニュー画面のリビジョンが DVD ラベルのリビジョンと同等かそれ以上の時はアップデートの必要はありません。
- セキュリティソフトをご利用中の場合は、
  『一番星　運送業システム Ver.8』のインストール先フォルダが例外設定されていることをご確認ください。

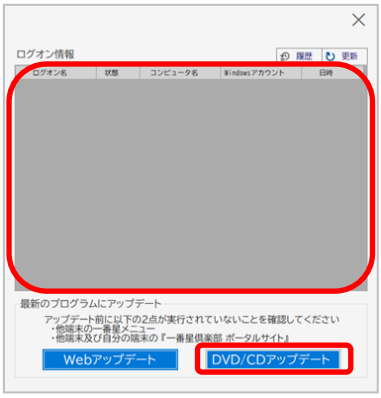


2. アップデートの開始

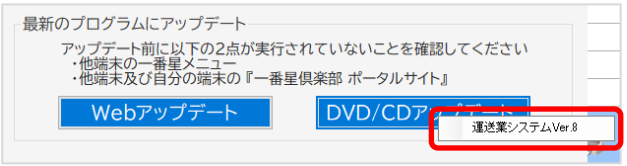
（1）『一番星　運送業システム Ver.8』を起動し、「ヘルプ(H)」メニューの「最新のプログラムにアップデート(A)」をクリックします。



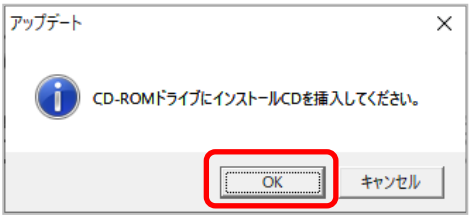
（2）[ログオン]画面が表示されます。
[ログオン情報]に何も表示されていないことを確認してください。
確認後、画面下の青色ボタン「DVD/CD アップデート」をクリックします。



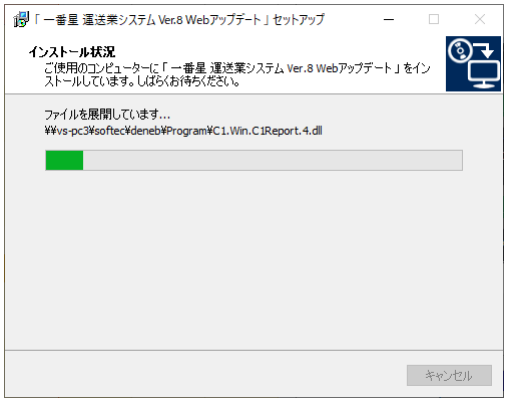
（3）インストールされているシステムの一覧が表示されますので、DVD に該当するシステム名をクリックします。



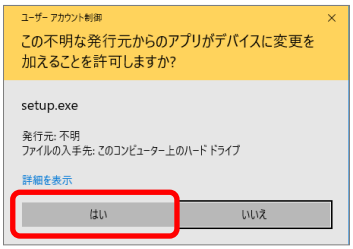
（4）「CD-ROM ドライブにインストールＣＤを挿入してください。」とメッセージを表示しますので、パソコンの DVD－ＲＯＭドライブに最新の『一番星 運送業システム Ver.8』の DVD を挿入後、「ＯＫ」をクリックします。



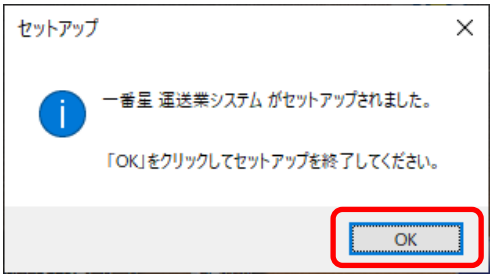
（5） 正しい『一番星 運送業システム Ver.8』の DVD を認識した場合は、
自動的にプログラムのアップデートを開始します。



※アップデート開始後、「ユーザーアカウント制御」画面が表示される場合がございます。制御画面が表示された場合は、「 はい 」をクリックしてください。制御画面のまま放置した場合、アップデートがキャンセルされますのでご注意ください。



（6） プログラムのインストールの完了画面が表示されましたら、
【OK】をクリックします。



―― 以上で、アップデートは終了です ――

※『一番星 運送業システム Ver.8』を起動して、メニュー画面のタイトルバーに表示されるリビジョンが、
『一番星 運送業システム Ver.8』の DVD のリビジョンと同じになっていることを確認してください。

Web アップデート手順

1. Web アップデート前の注意点

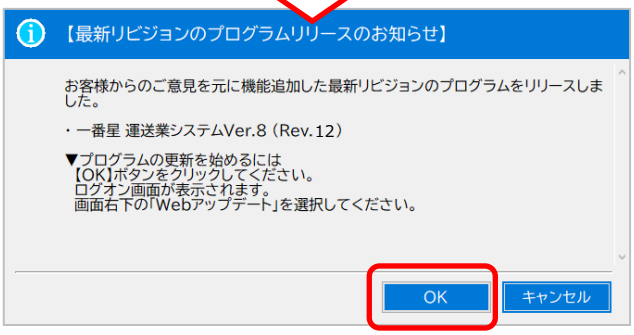
- ➢ Web アップデートにはインターネットへの接続環境が必要です。有線のネットワーク環境か、安定した無線 LAN の環境で実行してください。
  ※光回線などの高速ブロードバンドサービスを推奨します。
  例）光回線　下り 38Mbps でのアップデート時間:約 3 分　（※ご利用状況によりアップデートに時間がかかる場合がございます。）
- ➢ Windows の管理者権限を持つユーザーアカウントで行ってください。
- ➢ クラウド環境で『一番星 運送業システム Ver.8』を使用されている場合は、1 台目のアップデートを実行する前に、すべての他のパソコンで『一番星 運送業システム Ver.8』が終了していること、アップデートを行うパソコンの『一番星倶楽部』(SystemGear ポータルサイト)が表示されていないことを確認したうえでアップデートを行ってください。
  2 台目以降は、他のパソコンが起動していてもアップデートを行うことができます。アップデートを行うパソコンの『一番星倶楽部』(SystemGear ポータルサイト)が表示されていないことを確認したうえでアップデートを行ってください。
- ➢ ネットワーク環境で『一番星 運送業システム Ver.8』を複数台で使用されている場合は、すべての他のパソコンで『一番星 運送業システム Ver.8』が終了していること、『一番星倶楽部』(SystemGear ポータルサイト)が表示されていないことを確認したうえでアップデートを行ってください。
- ➢ セキュリティソフトをご利用中の場合は、『一番星 運送業システム Ver.8』のインストール先フォルダが例外設定されていることをご確認ください。

2. アップデートの開始

（1）『一番星 運送業システム Ver.8』を起動し、メニュー画面右上の「最新リビジョンのプログラムリリースのお知らせ」をクリックします。

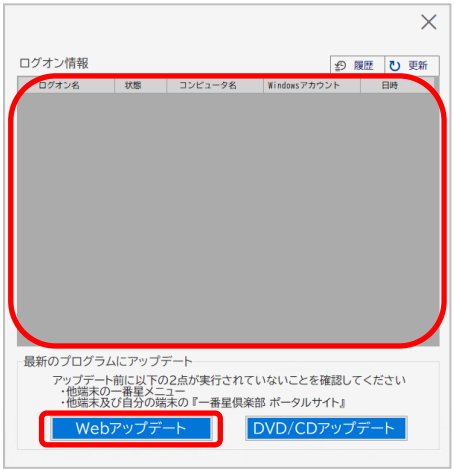


（2）右図のメッセージが表示されますので内容をご確認のうえ、「OK」をクリックします。



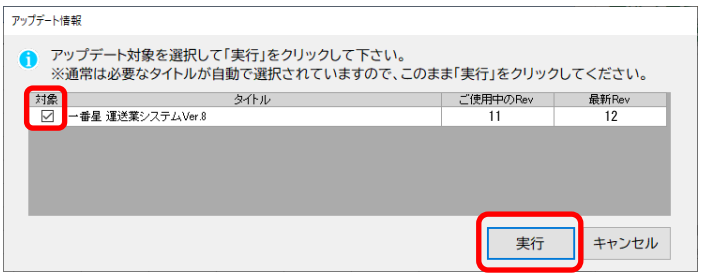
（3）[ログオン]画面が表示されます。
[ログオン情報]に何も表示されていないことを確認してください。

確認後、画面下の青色ボタン「Web アップデート」をクリックします。

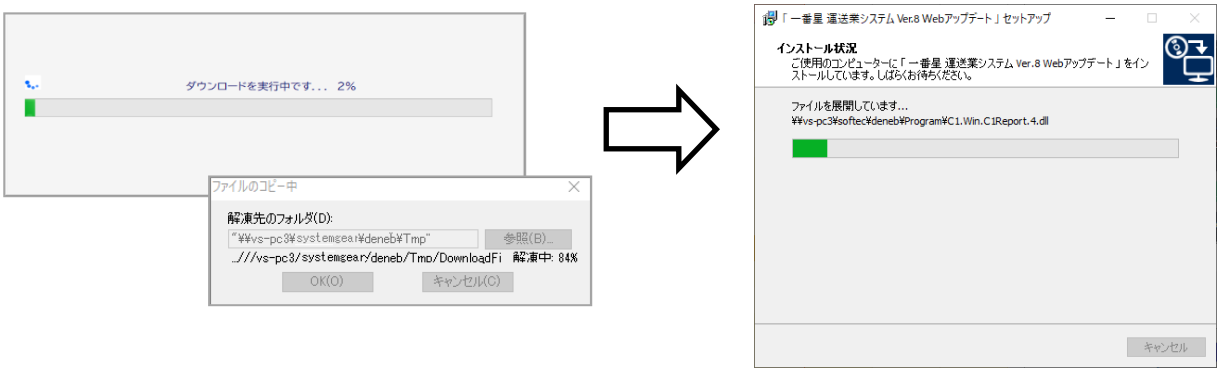


※『一番星 運送業システム Ver.8』を起動し、「ヘルプ(H)」メニューの「最新のプログラムにアップデート(A)」をクリックすることでもログオン画面は表示されます。

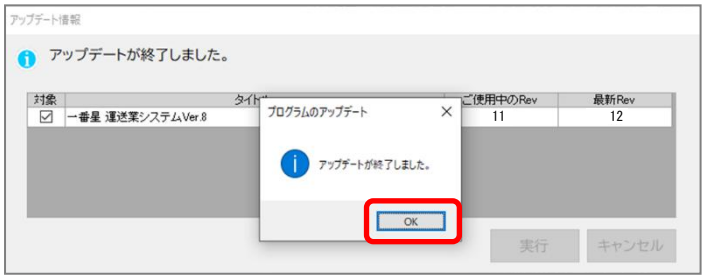
（4）[アップデート情報]画面を表示します。
アップデートが必要な製品には〔対象〕欄に
チェック☑がつきます。
よろしければ、「実行」をクリックします。



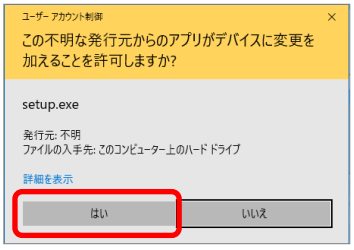
（5）自動的にプログラムのアップデートを開始します。



（6）プログラムのインストールの完了画面が
表示されましたら、「ＯＫ」をクリックします。



※アップデート開始後、「ユーザーアカウント制御」画面が表示される場合がございます。制御画面が表示された場合は、「 はい 」をクリックしてください。制御画面のまま放置した場合、アップデートがキャンセルされますのでご注意ください。



―― 以上で、アップデートは終了です ――

※『一番星 運送業システム Ver.8』を起動して、メニュー画面のタイトルバーに表示されるリビジョンが、『運送業システム(Version 8 Rev.12)』になっていることを確認してください。

お問合せ先 システムギア株式会社 SystemGear Always the next news https://www.systemgear.com
名古屋事業所 〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル6F TEL(052)205-8851 FAX(052)205-8852
※FAXが間違って届いた場合、お手数ですが当社までご連絡をお願い致します。ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。